

# 【退会届提出のお願い（必要書類）】

ご提出いただく書類は、以下の3点となります。

## ① 退会届

印鑑登録されているご印鑑でご捺印ください。

## ② 預託金預証書（又は紛失届）

預託金預証書（会員証書）を紛失されている方は、当該証書に代えて、「紛失届」をご提出ください。

## ③ 印鑑登録証明書

（なお、原本、発行後3か月以内のものに限る）

### 【退会届等の提出先】

住所：〒812-0018

福岡市博多区住吉2丁目16-1

メゾン住吉209号 ハナフーズ株式会社内

宛先：吉和の森ゴルフ俱楽部退会届受付係

※当然ですが、そもそも預託金を預けていない方への返還はありません。

但し、令和5年4月から令和6年2月までに新規入会され入会登録料を支払われた会員には、入会登録料を返還します。

※預託金全額の返還が不能となる可能性があります。

当社は、経常状況の悪化に伴って、本年12月15日にゴルフ場を閉鎖し、土地を売却する予定としておりますが、当ゴルフ場を愛して下さった皆様等によって、ゴルフ場の閉鎖や不動産の売却に関する反対運動が起こっていると伺っています。もしゴルフ場を閉鎖できずその土地の売却ができなくなった場合には、破産手続をとらざるを得なくなる可能性があり、その場合には十分な返済原資がないことから、預託金全額の返還がされない事態となり得ます。

速やかに退会届をご提出下さい。

# 【ご説明】

## 1 本件ゴルフ場の閉鎖について

当社は、昭和54年の設立以来、会員の皆様に支えられ、ゴルフ場の運営を行って参りました。

バブル期に最大となった会員数、来場者数も、年々減少していき、当社の経営状況も段々と厳しくなり、近年は辛うじて黒字という低空飛行が続いておりました。

当社は、経営を安定させるために、ここ数年のインバウンド需要の増加から、本件ゴルフ場の外国人観光客の利用増加を見込んで営業努力を行って参りました。

しかし、外国人観光客の来場者は想定よりも少なく、来場者数が伸び悩む状態は変わらず、令和6年3月期の決算では、約2000万円という過去最大の赤字となってしまいました。

このまま現状の運営を継続しても、売上が大幅に増加するとは考え難く、加えて設備の老朽化も進み、現在故障しているエアコンの修理費は約3000万円に上るとの見積りが出ており、エアコンの他にも今後設備の改修が必要になる箇所が出て来て改修費用を要することが見込まれます。このような現状に鑑みると、運営を継続しても赤字を脱することは出来ないと見込んでおります。

これまでも、当社の代表者が経営する別会社の資金を注入するなどして、赤字を補填しましたが、これ以上赤字が膨らめば、会員の皆様に預託金をお返しすることもままならなくなる可能性もございます。そこで、断腸の思いでしたが、皆様に預託金をお返しする資金が残っている現時点において、本件ゴルフ場の閉鎖及び事業停止を決断するに至りました。

本件ゴルフ場の営業は、本年12月15日（月）に終了いたします。

会員の皆様におかれましては、これまで本件ゴルフ場をご愛顧いただき、感謝申し上げますとともに、ご迷惑をおかけしますことをお詫び申し上げます。

## 2 会員契約の終了について

上記のとおり、本年12月15日をもって、本件ゴルフ場を閉鎖致しますので、同日をもって全てのゴルフ会員契約は終了となります。

### 3 預託金等の返還について

- (1) 会員契約の終了に伴い、お預かりしております預託金等の返還手続を行いますので、退会届等をご提出いただきますよう、お願い致します。

退会届等が必要な会員様がいらっしゃいましたら、ページ下部のお問い合わせフォームに必要事項をご入力、ご送信いただきましたら、退会届等の用紙を郵送致しますので、お問い合わせフォームをご入力、ご送信ください。

- (2) 預託金の返還について

預託金は、退会届等をご提出いただきました会員の方から、順次お返し致します。退会届等のご提出後、1ヶ月を目途に返還手続を行う予定としております。返還手続完了のご連絡は致しませんので、ご自身で振込先口座をご確認ください。

- (3) 入会登録料の返還について

令和5年4月から令和6年2月までに新規入会いただき、入会登録料をお支払いいただいた会員の方につきましては、入会後まもなく閉鎖となってことを踏まえて、退会届をご提出いただいた方に限り、全額、入会登録料をお返し致します。

- (4) 年会費について

会則第15条2項に規定されており、年会費は返還出来かねますので、ご了承ください。なお、年会費の未納がある場合は、預託金等の返還債務と相殺をさせていただきます。

### 4 お問合せ先

本件については、弁護士法人いかり法律事務所（福岡市中央区高砂1-24-20-8F）へ全て委任しております。本件に関するお問い合わせがございましたら、弁護士法人いかり法律事務所（092-707-1155）へご連絡いただき、当社（ゴルフ場）へのご連絡はご遠慮ください。

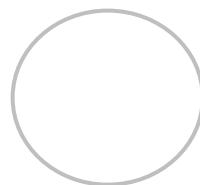
以上

# 退会届

令和 年 月 日

株式会社広島吉和の森ゴルフ俱楽部

代表取締役 張 聖培 殿



名義人 氏 名

又は法人名

(注) ご捺印は印鑑証明の実印をご使用ください。

住 所

T E L

私は、広島吉和の森ゴルフ俱楽部を退会いたしたく、①預託金預り証書(又は紛失届)、②印鑑証明書(法人は法人のもの)を添付のうえ、ここに届け出いたします。なお、本退会に関し、私は、広島吉和の森ゴルフ俱楽部に対して一切の債権債務がないことを確認し、今後一切の請求等を行わないことを約束いたします。

## 【預託金等がある方のみ】

本退会届提出日から1か月を目途に返還を受けることを希望します。なお、本退会届提出日に会員資格を喪失することを了承します。

預託金を下記指定口座に振り込む方法により、ご返還ください。ただし、同俱楽部の事情により、退会日前にゴルフ場の利用が出来なくなつても異議を述べません。

振込指定口座 (注) 振込口座は名義人のものに限る。

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合				支店名			
口座種別	普通	当座	口座 番号					
(フリガナ)								
口座名義								

※預託金等がない方への支払はありません。